

レベル	授 業	実 習	課 外 活 動	職 員 会 議 等	職 員 業 務 体 制	そ の 他
0	感染発生情報に留意し、基本的な感染予防策を行う					
1	・感染予防策のうえ実施 ・一部遠隔授業等授業	・実習地との情報交換を図り、実施可能な範囲で行う	・3密を避けることのできる条件が可能な活動に限って許可	・感染予防策のうえ、必要な会議についてのみ集合	・感染防止策に十分留意し、通常の勤務を行う ・時差出勤の推奨	・流行地域への不要不急の出張・アルバイト等の自粛
2	・感染予防策のうえ実施 ・一部遠隔授業等授業 ・休校措置の場合は、与えられた教材等により自宅での自主学習	・実習地との情報交換を図り、実習中止をせざるを得ない場合は当面、校内実習に切り替える(行政との調整)	・不要不急の活動を自粛	・対面会議は最小限とし、オンラインによる会議を推奨する	・感染予防策に十分留意し、通常の業務を行う ・学科長が認めた場合は在宅勤務を活用する	・外部関係者との接触自粛 ・職員の兼業活動の禁止 ・アポイント来校者のみ来校対応 ・不要不急の出張・校外勤務等の自粛 ・(レベル1の内容)
3	・対面授業の原則禁止 ・遠隔授業の活用 ・または、予め与えられた教材等により自宅での自主学習	・実習地との調整のうえ実習を中止し当面、校内実習に切り替える(行政との調整)	・原則活動停止(学校長の判断による)	・原則としてオンライン会議のみ	・学校の維持に必要な者に限って出校し、その他は原則在宅勤務	・出張・校外勤務等の禁止 (併せて、レベル2以前の項目も継続) ・(レベル1,2の内容)
4	・遠隔授業の活用 ・または、予め与えられた教材等により自宅での自主学習	・実習中止	・全面禁止	・オンライン会議のみ	・学校の維持に必要な者に限って出校し、その他は在宅勤務	・許可された学校関係者以外敷地内出入り禁止 (併せて、レベル3以前の項目も継続) ・(レベル1~3の内容)
5	・教員の学校へ出勤しての授業は不可 ・教員の自宅から対応可能な授業のみ可能 ・それ以外は予め与えられた教材等により自宅での自主学習				・在宅勤務のみ	・敷地内立ち入り禁止 (併せて、レベル4以前の項目も継続) ・(レベル1~4の内容)

レベ ル	想 定 さ れ る 状 況
レベル0	静岡県で感染者が確認されていない
レベル1	静岡県で感染者が確認されたが、感染経路が特定(推定)できている クラスターが形成されていない
レベル2	静岡県で感染経路が特定(推定)できないケースが発生し、クラスターが形成された
レベル3	静岡県に緊急事態宣言が発令された
レベル4	静岡県が政府より特定警戒都道府県に指定された
レベル5	学内において感染が確認された

備考)この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。